
CGC GROUP CARD ポイント利用規約

第1条（本規約の目的）

本規約は、株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）とエス・ビー・システムズ株式会社（以下「SBS」といいます。）が提携して発行する CGC GROUP CARD（以下「本カード」といいます。）の利用に応じ、当社が本カード会員（以下「会員」といいます。）に対し提供するポイントサービス（以下「本ポイントサービス」といいます。）について定めたものです。

第2条（本ポイントサービスの概要）

- 1.本ポイントサービスは、会員が本カードを利用して決済したカードショッピング利用代金（以下「カード利用代金」といいます。）に応じ、当社が「CGC GROUP CARD ポイント」（以下「本ポイント」といいます。）を付与する制度です。
- 2.会員が本ポイント以外にラブリエポイント、その他ポイントを付与されている場合であっても、当該ポイント間のポイント付替、合算などはできません。

第3条（本ポイント付与方法）

- 1.当社は、毎月当社所定の日に締め切られた会員の新規カード利用代金のご利用金額に応じて、200円（消費税を含みます。）につき1ポイントを付与するものとします。（ただし、200円未満は切り捨ていたします。）
- 2.リボ払いを利用した場合は、各月の新規カード利用代金のご利用金額に応じて、200円（消費税を含みます。）につき4ポイントを付与するものとします。（ただし、200円未満は切り捨ていたします。）ただし、以下の場合には、新規カードショッピングのリボ払い利用代金合計金額に対し、前項の割合でポイントが付与されます。
 - (1)リボ変更サービス利用前に既にポイントが付与されている場合。
 - (2)請求金額確定後にリボ変更サービスを利用した場合。
 - (3)当社がポイント付与を行う際に、会員が新規カードショッピングのリボ払い利用代金合計金額の全額又は一部の期限前弁済を行っていた場合。
- 3.会員が獲得した本ポイントは、当社より送付する「ご利用代金明細書」欄またはインターネットサービス「インターネットコムクラブ」（ユーザー登録が必要となります。）の「ご利用代金明細書照会」画面（以下総称して「ご利用代金明細書等」といいます。）に利用金額が表示された請求月に会員に付与します。また、付与されたポイント数は「ご利用代金明細書等」に表示するものとします。

第4条（本ポイント付与の対象外取引）

次の各号に定める代金については、本ポイント付与の対象外とします。

- (1)カードキャッシングの利用代金および手数料。
- (2)分割払い・リボルビング払いの手数料。
- (3)年会費等の費用。
- (4)本カード再発行等に関する手数料。
- (5)本カード以外でのカードショッピングまたは現金によるお支払の場合。
- (6)Edy、nanaco、Kyash、WebMoney、TOYOTA Wallet等の電子マネーの各チャージ利用代金。
- (7)会員が当社所定の約定支払額確定日前に支払ったカードショッピング利用代金。
- (8)本カードの利用代金が、第3条第1項および第2項に記載の金額に満たない場合、ご利用金額を上回る場合でも、端数金額は本ポイント付与の対象外となります。
- (9)(1)～(8)のほか、当社は特定のカードショッピング利用代金または、特定の加盟店でのカードショッピング利用代金を、本ポイント付与の対象外として定めることができるものとします。

第5条（返品、キャンセル、利用金額変更等の場合）

本ポイント付与の対象となるカードショッピング利用に、返品、キャンセル、利用金額の変更等があった場合、原則として当該利用に対して付与する本ポイントは取消、減算または加算されます。

第6条（本ポイントの有効期間）

- 1.本ポイントの有効期限（以下「有効期限」といいます。）は、本ポイントが付与された月から起算して24ヶ月後の末日とします。
- 2.前項に定める有効期間を経過した本ポイントは、会員に通知することなく順次失効するものとします。

第7条（本ポイントの引換）

本ポイントの引換は、毎月当社が定める日において、1,000ポイントを超えたポイントについて、1,000ポイント単位にてCGCグループ共通商品券1,000円分へ引換が可能となります。

第8条（公租公課）

本ポイントサービスにより付与された本ポイントについて、公租公課が課せられる場合は、会員が公租公課を負担するものとします。

第9条（権利の喪失およびサービス停止等）

会員が次の各号に該当したときは、理由の如何を問わず、当社は会員に通知することなくして本ポイントサービスの権利を停止及び失効させることができるものとします。

- (1)ジャックスカード会員規約、CGC GROUP CARD 会員特約または本規約に違反し、または違反するおそれがある場合。
- (2)違法行為または不正行為を行った場合。
- (3)支払債務を延滞した場合。
- (4)その他会員として不適格と当社が判断した場合。

第10条（権利の譲渡）

会員は、理由の如何を問わず、本ポイントサービスにおける権利を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または相続させることはできません。

第11条（本ポイントサービスに関する疑義等）

本ポイントの有効性、ポイント付与数、本ポイント付与資格に関する疑義、その他本ポイントサービスの運営に関して生じる疑義は、当社において決定し、会員はその決定に従うものとします。

第12条（変更・中止・終了等）

- 1.当社は、予告なしに本ポイントサービスの内容を変更、または中止もしくは終了することができるものとし、会員はあらかじめその旨を承認するものとします。
- 2.前項により会員に生じた損害については、SBSならびに当社は一切の責任を負わないものとします。

第13条（適用）

本規約に定めない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとします。

第14条（準拠法）

本ポイントサービスの内容に関する準拠法は全て日本法が適用されるものとします。